

株式新税制10月スタート 「100万円控除3つの条件」

1年より長く持っていた株式を売却した際の利益が、年間100万円までなら税金がかからない。10月より新しい株式のキャピタルゲイン課税制度がスタートする。制度を利用するには、株式を保有した期間売却する時期、選択する課税方式など様々な要件をすべて満たす必要があり、正確な理解と手続きが必要です。実際に適用を受けるには多くの条件が設けられています。「非課税と思っていたのに、適用条件から外れて思わぬ税金を支払わなければならなくなった」こんな事態を避けるために、三つのポイントをご紹介します。

・ポイント1…適用される金融商品を把握すること

対象は1年を超える期間保有している株式（上場株式、店頭上場株）また上場投資信託（それ以外は対象外）

・ポイント2…適用期間が限定されています

2001年10月1日から2003年3月31日までの期間に売却した株式と規定されている。

（「売却した日」・「約定した日」・「代金を受け取る日」等ご確認下さい）

・ポイント3…売却時の課税方式について

新制度の適用を受けるには必ず申告分離課税を選択しなければいけません。通常は申告分離課税か源泉分離課税のいずれかを選択できます。新制度は申告分離課税に沿って算出した利益から100万円を特別控除する仕組みです。また、損失との相殺や専業主婦の方が株式投資を行う場合、新制度では譲渡所得が年間138万円までは利益をだしても夫の配偶者控除には影響しないことになります。（2001年8月19日 日経新聞より）

新登場、治療費はもちろんきめ細かな保障が生涯続く

アリコジャパン「アリコの終身ガン保険」

ガンにかかる方は年々増え続けており、長い人生でガンと向き合う可能性はどなたでもあります。万一ガンにかかった場合の治療費はもちろん、その後もきめ細かくサポートする、ガン保険が新登場しました。今回は特徴を簡単にご案内させていただきます。

- ・ガン診断給付金…再発・転移のときにも、何回でもお支払いします。（2年に1回を限度とします）
- ・ガン健康回復給付金…退院後、半年ごとに5年間お支払いします。（定期的な検査費用等に）
- ・保険料払込生涯免除…ご本人がガンと診断されたとき、以後の保険料払込が生涯にわたり免除されます。
- ・奥様の保険料免除…夫婦型にご加入の場合、ご本人が万一亡くなられた場合その後の保険料払込は免除され奥様の保障は一生、有効に継続します。
- ・ガン収入保障…万一ガンで亡くなられた場合、10年間にわたり収入保障年金をお支払いします。

*詳しくはアイドカまでご連絡ください。

ご存知ですか、SCJ (セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン)

地球市民という広い視野で、「子供のよりよい生存・発育・保護・参加を実現する為に、家族の能力を高める」これがSCJの活動テーマだそうです。子どもが子どもらしく生きていく権利は、家族の子どもを育てる能力に大きく左右されると言われています。なぜなら家族は子どもの一番身近な環境であり、もっとも直接的な保護者だからだそうです。子どもの権利が満たされるよう、SCJでは家族が本来持つ能力を最大限に高めるための、様々な事業を展開している団体です。今回はそのほんの一部をご紹介します。

- ・学校に行っていない子どもの朝の教室（ネパールで読み書きや計算を教え正規の学校に編入を支援）
- ・子どもの給食と家族への栄養指導（ベトナム・ネパールで栄養不良児のために給食を実施します）
- ・エイズ・薬物防止キャンペーン（タイ等東南アジアでエイズ感染予防や薬物乱用防止を実施します）

SCJは個人や企業のご協力により運営されています。どなたでも参加していただける方法を用意しています。国際協力に関心のある学校や企業にSCJ職員を派遣し海外での活動等を報告したり、ビデオやパネルの貸し出しもしています。また、インターネットを使い広く市民に海外の情報を提供したり、学校で講演するなどの国際理解教育に力をいれています。

*詳しくは<http://www.savechildren.or.jp/>をご覧ください！

*保険に関するお問い合わせアイドカまで <http://www.aidca.co.jp>